

2019年6月25日
みずほ銀行（中国）有限公司
中国アドバイザー一部

—外貨管理政策関連—

みずほ中国 ビジネス・エクスプレス

（第489号）

国家外貨管理局、 保険会社の外貨建て資本金を自由元転制へ 代理徴収・支払賠償金も元転・外貨転可能に

平素より格別のご高配を賜りまして誠にありがとうございます。

国家外貨管理局は、2019年5月31日付けで『さらなる保険会社資本金元転利便化の促進に関する通達』（匯発[2019]17号、以下『17号通達』という）を公布しました。『17号通達』では、保険会社の外貨建て資本金に対し自由元転制を実施し、また保険仲介機関が代理徴収・支払する賠償金に対しては元転・外貨転を認めると決めました。『17号通達』は2019年7月1日より施行されます。

□ 保険業務に係る外貨管理の改善を通じ、効率の向上を実施

近年の対外開放の拡大や金融の市場化進展を背景に、多くの保険機関が海外進出し、クロスボーダー保険業務に従事するようになったことから、資金の利便化の面において新たなニーズが発生していました。そこで、国家外貨管理局は市場主体のニーズを研究し、各方面の意見を踏まえたうえで、外貨保険業務の関連規定である『保険業務外貨管理手引』の印刷・配布に関する通達』（匯発[2015]6号、以下『手引』という）について、改善を図るとしました（図表1を参照）。

まず、保険会社が外貨建て資本金及び国外上場により調達した外貨資金の元転を行う場合、従来の『手引』では外貨局に関連資料を提出し、審査・批准を受けなければならないと定めていました（第34条）が、保険会社の資金使用の効率を上げるため、今回の『17号通達』ではその審査・批准制を撤廃し、自由元転制を実施すると定

【図表1】『17号通達』の主な改善点

従来		『17号通達』施行後
外貨建て資本金、国外上場により調達した外貨資金の元転は外貨局が審査・批准（『手引』第34条）	➡	<u>自由元転制</u> を実施
保険代理機関、保険ブローカー機関の仮受・支払待ちの保険関連資金の元転・外貨転は禁止（『手引』第30条）	➡	<u>賠償金につき元転・外貨転が可能</u>

（『手引』『17号通達』に基づき、中国アドバイザー一部作成）

めました（第1条）。なお、元転で得た人民元建て資金の用途については、新たな分支機構の計画・建設、日常の経営支出、国内持分投資に係る支払、人民元建て保証金等に充てるとされています（第1条3項）。

また、『手引』では、保険代理機関もしくは保険ブローカー機関の仮受・支払待ちの保険関連資金に対し、元転もしくは外貨転をしてはならないと定めていました（第30条）。それら保険機関によるクロスボーダー保険業務をサポートし、人民元による賠償の効率を向上させるため、『17号通達』では経常項目に係る外貨口座を通じ、代理徴収・支払の保険関連資金につき外貨資金のまま振替を行うことができるとし、そのうち賠償金については元転もしくは外貨転を認めるとしています（第2条）。元転で得た資金については賠償金受取人の口座へ直接振り込むとしており、すでに賠償金受取人の口座に保険賠償金を代行して支払っている場合、保険代理機関及び保険ブローカー機関自らが留保すると定めています（第2条2項）。

改善点の関連事項については、以下の図表2をご参照ください。

【図表2】改善点の関連事項について

業務種類	保険機関	金融機関
外貨建て資本金、国外市場により調達した外貨資金の元転	<ul style="list-style-type: none"> ● 保険会社は毎年1月末までに当該年度の元転計画、前年度の元転状況を報告し、以下の資料を提出^{注1} <ul style="list-style-type: none"> ✓ 状況説明（外貨資金の資金源、元転の金額、元転資金の用途、人民元・外貨資産不一致の状況、前年度元転資金の使用状況等） ✓ 関連の証明資料 	<ul style="list-style-type: none"> ● 業務展開の3原則に基づき、元転の真実性に対し以下の資料を審査 <ul style="list-style-type: none"> ✓ 元転申請書（元転資金の資金源、元転の金額、元転資金の用途等） ✓ 元転資金の使用計画及びその証明資料 ✓ 前年度の監査を経た人民元・外貨建て貸借対照表及び損益計算書^{注3}
賠償金の元転・外貨転	<ul style="list-style-type: none"> ● 保険代理機関及び保険ブローカー機関は毎年1月末までに当該年度の保険関連外貨資金代理徴収・支払業務の計画を、毎四半期の期初5営業日以内に前四半期の実際の取扱状況を報告し、以下の資料を提供^{注2} <ul style="list-style-type: none"> ✓ 状況説明（保険関連外貨資金代理徴収・支払業務の基本状況、協力している国外保険機関のリスト、外貨資金徴収・支払の金額等） ✓ 賠償金の元転・外貨転業務を行う場合、説明資料には賠償金元転・外貨転業務の基本状況、保険賠償金の金額及びそれに対応する外貨資金徴収・支払の金額、元転・外貨転の金額等を含むこと ✓ 関連の証明資料 	<ul style="list-style-type: none"> ● 元転の真実性に対し以下の資料を審査 <ul style="list-style-type: none"> ✓ 状況説明（元転の原因、賠償金受取人の氏名、口座開設銀行の口座番号等） ✓ 賠償金受取人の書面による元転委託書 ✓ 保険関連外貨資金代理徴収・支払業務計画 ✓ 金融機関が提出しなければならないと認識するその他の証明資料 ● 保険代理機関及び保険ブローカー機関が保険金の受取・支払代行に係る賠償金の外貨転業務を行う場合、金融機関は外貨転の真実性に対し審査を行う

注1、注2：報告した計画を超える元転もしくは外貨転、1件当たり5,000万ドル相当以上の元転もしくは外貨転に対しては、事前に所在地の国家外貨管理局分局・外貨管理部に報告しなければならない。

注3：保険会社が設立1年未満の場合、直近の貸借対照表及び損益計算書を、上場保険会社が前年度の貸借対照表及び損益計算書を開示していない場合、直近1期の開示済みの貸借対照表及び損益計算書を提供することが可能である。（『17号通達』に基づき、中国アドバイザー一部作成）

なお、『17号通達』の施行にあたり、保険グループ（持株）会社、保険会社、保険資産運用会社、保

険代理機関及び保険ブローカー機関に対しては、2019年6月30日までに2019年下半期の外貨建て資本金及び国外上場により調達した外貨資金の元転計画もしくは保険関連外貨資金代理徴収・支払業務の計画を所在地の国家外貨管理局分局・外貨管理部へ報告するよう求めています（第8条）。

□ 外貨保険業務に対し、事中・事後の監督・管理を強化

『17号通達』では、直近3年間に情状が重大な法律・法規違反行為が発生し、保険業界主管部門もしくは国家外貨管理局等による行政処罰を受けた保険会社及びその分支機構に対し、外貨保険業務の経営を申請してはならない旨を明確にしています（第3条）。

また、外貨保険業務の健全な発展を保証するため、関連のネガティブな事象に対しては、保険機関自らが報告するよう求め、所在地の国家外貨管理局分局・外貨管理部は情状に応じて保険機関に対し是正を要求し、是正期間においては新たな外貨保険業務の受入を停止しなければならないと定めています（第4条）。

自ら報告すべきネガティブな事象について

保険会社及びその分支機構は以下のいずれかの状況がある場合、また保険代理機関もしくは保険ブローカー機関及びその分支機構は本条3項の状況がある場合、発生もしくは発見した日より20営業日以内に報告し、説明書簡を提出

- (1) 外貨保険業務経営資格を取得してから連続して2年間外貨保険業務が発生していない
- (2) 保険業界主管部門による接收の公告を受けた等、重大なリスクが存在している
- (3) 情状が重大な法律・法規違反行為が発生し、保険業界主管部門もしくは国家外貨管理局等の部門による行政処罰を受けている

（『17号通達』第4条）

*

『17号通達』の施行に伴い、『手引』の第34条は同時に廃止し、同第4条、第30条の規定及びその他関連規定が本通達と一致しない場合は、本通達を基準とするとしています。

『17号通達』の詳細については、4ページからの中国語原文及び日本語仮訳をご参照ください。なお、具体的な実務手続き等については、所在地の外貨管理局または外貨指定銀行等にお問い合わせください。

【みずほ銀行（中国）有限公司 中国アドバイザー一部】

中国語原文	日本語仮訳
<p align="center">国家外汇管理局关于进一步促进保险公司 资本金结汇便利化的通知 汇发[2019]17号</p>	<p align="center">国家外貨管理局によるさらなる保険会社資本金元転 利便化の促進に関する通達 匯発[2019]17号</p>
<p>国家外汇管理局各省、自治区、直辖市分局、外汇管理部，深圳、大连、青岛、厦门、宁波市分局，各保险集团（控股）公司、保险公司、保险资产管理公司、各中资外汇指定银行：</p> <p>为进一步推进简政放权，完善保险业务外汇管理，防范金融风险，现就保险业务外汇管理有关问题通知如下：</p> <p>一、保险公司可依据实际经营需要，直接在经营外汇业务的金融机构（以下简称金融机构）办理外汇资本金和境外上市募集外汇资金结汇。</p> <p>（一）保险公司在每年1月底前应当就本年度结汇计划和上年度结汇情况向所在地国家外汇管理局分局、外汇管理部（以下简称所在地分局）报告，并提供以下材料：</p> <p>1. 情况说明，包括但不限于外汇资金来源、结汇金额、结汇用途、本外币资产不匹配情况和上年度结汇资金使用情况等；</p> <p>2. 相关证明材料。</p> <p>对于超出报告计划的结汇及单笔等值5000万美元（含）以上的结汇，保险公司应当事前向所在地分局进行报告。</p> <p>（二）金融机构应当履行“了解客户”“了解业务”“尽职审查”等展业原则，对结汇的真实性进行审核，资料包括：</p> <p>1. 结汇申请书，包括但不限于结汇资金来源、结汇金额及结汇资金用途等；</p> <p>2. 结汇资金使用计划及其证明材料；</p> <p>3. 上年度经审计的人民币资产负债表和利润</p>	<p>国家外貨管理局各省・自治区・直辖市分局・外貨管理部、深セン・大連・青島・アモイ・寧波市分局、各保険グループ（持株）会社・保険会社・保険資産運用会社・各中国資本の外貨指定銀行：</p> <p>行政簡素化・権限移譲のさらなる推進、保険業務に係る外貨管理の改善、金融リスク防止のため、ここに保険業務外貨管理に関する問題について以下のとおり通達する。</p> <p>1、保険会社は実際の経営ニーズに応じ、外貨業務を経営する金融機関（以下、金融機関という）において外貨建て資本金及び国外上場により調達した外貨資金の元転を直接行うことができる。</p> <p>（1）保険会社は毎年1月末までに当該年度の元転計画及び前年度の元転状況について、所在地の国家外貨管理局分局・外貨管理部（以下、所在地の分局という）に報告し、合わせて以下の資料を提出しなければならない。</p> <p>a. 状況説明。外貨資金の資金源、元転の金額、元転資金の使途、人民元・外貨資産不一致の状況及び前年度の元転資金の使用状況等を含むが、これに限られない。</p> <p>b. 関連の証明資料。</p> <p>報告した計画を超える元転及び1件当たり5,000万ドル（含む）相当以上の元転に対し、保険会社は事前に所在地の分局へ報告を行わなければならない。</p> <p>（2）金融機関は「顧客を理解する」「業務を理解する」「審査の職責を尽くす」等の業務展開の原則を履行し、元転の真実性に対し審査を行わなければならない。その審査資料には以下のものを含む。</p> <p>a. 元転申請書。元転資金の資金源、元転の金額及び元転資金の使途等を含むが、これに限られない。</p> <p>b. 元転資金の使用計画及びその証明資料。</p> <p>c. 前年度の監査を経た人民元建て貸借対照表及び損益計</p>

表、外币资产负债表和利润表；保险公司成立不足一年的，可提供近期资产负债表和利润表；上市保险公司未披露上年度资产负债表和利润表的，可提供最近一期已披露的资产负债表和利润表。

（三）结汇所得人民币资金运用需符合保险行业主管部门和国家外汇管理局有关规定，用于新设分支机构的筹建、日常经营支出、支付境内股权投资和人民币保证金等。

二、保险代理机构和保险经纪机构在保险行业主管部门完成相关业务备案后，可通过其经常项目外汇账户办理代收代付保险项下资金原币划转，其中赔款资金可办理结汇或购汇。

（一）保险代理机构和保险经纪机构应当在每年 1 月底前报告本年度保险项下代收代付外汇业务计划，每季度初 5 个工作日内报告上一季度实际办理情况，并向所在地分局提供以下材料：

1. 情况说明，包括但不限于保险项下代收代付外汇业务基本情况、合作境外保险机构名单、收付汇金额等；办理赔款资金结汇或购汇业务的，说明中还应包括赔款资金结汇或购汇业务基本情况、保险赔款金额及与其对应的收付汇金额、结汇或购汇金额等；

2. 相关证明材料。

对于超出报告计划的结汇或购汇及单笔等值 5000 万美元（含）以上的结汇或购汇，保险代理机构和保险经纪机构应当事前向所在地分局进行报告。

（二）保险代理机构和保险经纪机构办理代收代付保险项下赔款资金结汇时，结汇资金

算书、外货建て貸借対照表及び損益計算書。保険会社が設立して 1 年未満の場合、直近の貸借対照表及び損益計算書を提供することが可能である。上場保険会社が前年度の貸借対照表及び損益計算書を開示していない場合、直近 1 期の開示済みの貸借対照表及び損益計算書を提供することが可能である。

（3）元転で得た人民元建て資金の運用は保険業界主管部門及び国家外貨管理局の関連規定に合致し、新たな分支機構の計画・建設、日常の経営支出、国内持分投資の支払及び人民元建て保証金等に使わなければならない。

2、保険代理機関及び保険ブローカー機関は保険業界主管部門にて関連業務の届出を完了させた後に、その經常項目に係る外貨口座を通じて、代理徴収・支払の保険関連資金につき外貨資金のまま振替を行い、そのうち賠償金については元転もしくは外貨転を行うことができる。

（1）保険代理機関及び保険ブローカー機関は毎年 1 月末までに当該年度の保険関連外貨資金代理徴収・支払業務の計画について報告し、毎四半期の期初 5 営業日以内に前四半期の実際の取扱状況を報告し、合わせて所在地の分局に以下の資料を提供しなければならない。

a. 状況説明。保険関連外貨資金代理徴収・支払業務の基本状況、協力している国外保険機関のリスト、外貨資金徴収・支払の金額等を含むが、これに限られない。賠償金の元転もしくは外貨転業務を行う場合、説明資料には賠償金元転もしくは外貨転業務の基本状況、保険賠償金の金額及びそれに対応する外貨資金徴収・支払の金額、元転もしくは外貨転の金額等を含まなければならない。

b. 関連の証明資料。

報告した計画を超える元転もしくは外貨転及び 1 件当たり 5,000 万ドル（含む）相当以上の元転もしくは外貨転に対し、保険代理機関及び保険ブローカー機関は事前に所在地の分局へ報告しなければならない。

（2）保険代理機関及び保険ブローカー機関は代理徴収・支払の保険関連賠償金に係る元転を行うとき、元転

直接划入赔款接收人账户；已代付保险赔款至赔款接收人账户的，结汇资金由保险代理机构和保险经纪机构自行留存。金融机构应当对结汇的真实性进行审核，材料包括：

1. 情况说明，包括但不限于结汇原因、赔款接收人姓名、开户银行账号等；
2. 赔款接收人书面委托结汇书；
3. 保险项下代收代付外汇业务计划；
4. 金融机构认为应当提交的其他证明材料。

保险代理机构和保险经纪机构办理代收代付保险项下赔款资金购汇业务，金融机构应当对购汇的真实性进行审核。

三、近三年发生情节严重的违法违规行为、受到保险行业主管部门或国家外汇管理局等部门的行政处罚的保险公司及其分支机构，不得申请经营外汇保险业务。

四、保险公司及其分支机构有下列情形之一的，保险代理机构或保险经纪机构及其分支机构有本条（三）情形的，自发生或发现之日起20个工作日内，应当向所在地分局报告，并提交说明函。所在地分局可视情形要求保险公司、保险代理机构或保险经纪机构及其分支机构进行整改，整改期间停止接受新的外汇保险业务。

（一）取得经营外汇保险业务资格连续两年未发生外汇保险业务的；

（二）收到保险行业主管部门接管公告等存在重大风险隐患的；

（三）发生情节严重的违法违规行为、受到保险行业主管部门或国家外汇管理局等部门的行政处罚的。

五、为保证保险公司、保险代理机构和保险

资金を直接賠償金受取人の口座へ振り込む。既に保険賠償金を賠償金受取人の口座に代行して支払っている場合、元転資金は保険代理機関及び保険ブローカー機関自らが留保する。金融機関は元転の真実性に対し審査を行わなければならない、その審査資料には以下のものを含む。

- a. 状況説明。元転の原因、賠償金受取人の氏名、口座開設銀行の口座番号等を含むが、これに限られない。
- b. 賠償金受取人の書面による元転委託書。
- c. 保険関連外貨資金代理徴収・支払業務計画。
- d. 金融機関が提出しなければならないと認識するその他の証明資料。

保険代理機関及び保険ブローカー機関が代理徴収・支払の保険関連賠償金に係る外貨転業務を行う場合、金融機関は外貨転の真実性に対し審査を行わなければならない。

3、直近3年間に情状が重大な法律・法規違反行為が発生し、保険業界主管部门もしくは国家外貨管理局等の部門による行政处罚を受けた保険会社及びその分支機構については、外貨保険業務の経営を申請してはならない。

4、保険会社及びその分支機構は以下のいずれかの状況がある場合、また保険代理機関もしくは保険ブローカー機関及びその分支機構は本条3項の状況がある場合、発生もしくは発見した日より20営業日以内において、所在地の分局へ報告し、合わせて説明書簡を提出しなければならない。所在地の分局は情状に応じ、保険会社、保険代理機関もしくは保険ブローカー機関及びその分支機構に対し是正を要求し、是正期間においては新たな外貨保険業務の受入を停止しなければならない。

（1）外貨保険業務経営資格を取得してから連続して2年間外貨保険業務が発生していない。

（2）保険業界主管部门による接收の公告を受けた等、重大なリスクが存在している。

（3）情状が重大な法律・法規違反行為が発生し、保険業界主管部门もしくは国家外貨管理局等の部門による行政处罚を受けている。

5、保険会社、保険代理機関と保険ブローカー機関及びそ

经纪机构及其分支机构办理跨境外汇收支、境内外汇划转和结售汇等业务的合规性，所在地分局应对上述业务实施监督管理，并依法进行核查和检查。

六、经办金融机构、保险公司、保险代理机构和保险经纪机构及其分支机构办理跨境外汇收支、境内外汇划转和结售汇等业务违反本通知相关规定的，外汇管理部门将依据《中华人民共和国外汇管理条例》等规定予以处罚。

七、本通知所称保险公司是指经保险行业主管部门批准设立，并依法登记注册的商业保险公司及政策性保险公司。保险集团（控股）公司和保险资产管理公司参照本通知管理。

八、本通知自2019年7月1日起实施。保险集团（控股）公司、保险公司、保险资产管理公司、保险代理机构和保险经纪机构应当在2019年6月30日前将2019年下半年外汇资本金和境外上市募集外汇资金结汇计划或保险项下代收代付外汇业务计划向所在地分局报告。《国家外汇管理局关于印发〈保险业务外汇管理指引〉的通知》（汇发[2015]6号）第三十四条同时废止，原第四条、第三十条规定与本通知不一致的，以本通知为准。其他相关规定与本通知不一致的，以本通知为准。

国家外汇管理局各分局、外汇管理部接到本通知后，应及时转发辖内中心支局、支局、地方性商业银行及外资银行。保险公司和中资外汇指定银行收到本通知后，应及时转发下属分支机构。

文件执行过程中如遇问题，请及时向国家外汇管理局经常项目管理司反馈。

特此通知。

の分支機構がクロスボーダー外貨收支、国内外貨振替及び元転・外貨転等の業務を取り扱う際のコンプライアンス性を保証するため、所在地の分局は上述の業務に対し監督・管理を行い、合わせて法に基づき確認及び検査を行わなければならない。

6、取扱金融機関、保険会社、保険代理機関と保険ブローカー機関及びその分支機構がクロスボーダー外貨收支、国内外貨振替及び元転・外貨転等の業務の取扱において本通達の関連規定に違反する場合、外貨管理部門は『中華人民共和国外貨管理条例』等の規定に基づき処罰を与える。

7、本通達という保険会社とは保険業界主管部門の批准を経て設立し、合わせて法に基づき登記・登録した商業保険会社及び政策性保険会社を指す。保険グループ（持株）会社及び保険資産運用会社は本通達を参照し管理する。

8、本通達は2019年7月1日より施行する。保険グループ（持株）会社、保険会社、保険資産運用会社、保険代理機関及び保険ブローカー機関は2019年6月30日までに2019年下半期の外貨建て資本金及び国外上場により調達した外貨資金の元転計画もしくは保険関連外貨資金代理徴収・支払業務の計画を所在地の分局へ報告しなければならない。『国家外貨管理局による「保険業務外貨管理手引」の印刷・配布に関する通達』（匯発[2015]6号）第34条は同時に廃止し、もとの第4条、第30条の規定が本通達と一致しない場合、本通達を基準とする。その他関連規定が本通達と一致しない場合、本通達を基準とする。

国家外貨管理局各分局、外貨管理部は本通達を受け取った後、速やかに管轄内の中心支局、支局、地方性商業銀行及び外資系銀行へ転送しなければならない。保険会社及び中国資本の外貨指定銀行は本通達を受け取った後、速やかに傘下の分支機構へ転送しなければならない。

通達執行の過程において問題に遭遇した場合、速やかに国家外貨管理局經常项目管理司へフィードバックされたい。

特にここに通達する。

国家外汇管理局
2019年5月31日

国家外貨管理局
2019年5月31日

【ご注意】

1. **法律上、会計上の助言**：本資料記載の情報は、法律上、会計上、税務上の助言を含むものではありません。法律上、会計上、税務上の助言を必要とされる場合は、それぞれの専門家にご相談ください。
2. **秘密保持**：本資料記載の情報の貴社への開示は貴社の守秘義務を前提とするものです。当該情報については貴社内部の利用に限定され、その内容の第三者への開示は禁止されています。
3. **著作権**：本資料記載の情報の著作権は原則として弊行に帰属します。いかなる目的であれ本資料の一部または全部について無断で、いかなる方法においても複写、複製、引用、転載、翻訳、貸与等を行うことを禁止します。
4. **免責**：
 - (1) 本資料記載の情報は、弊行が信頼できると考える各方面から取得しておりますが、その内容の正確性、信頼性、完全性を保証するものではありません。弊行は当該情報に起因して発生した損害については、その内容如何にかかわらずいっさい責任を負いません。また、本資料における分析は仮定に基づくものであり、その結果の確実性或いは完結性を表明するものではありません。
 - (2) 今後開示いただく情報、鑑定評価、格付機関の見解、制度・金融環境の変化等によっては、その過程やスキームを大幅に変更する必要がある可能性があり、その場合には本資料で分析した効果が得られない可能性がありますので、予めご了承下さい。また、本資料は貴社のリスクを網羅的に示唆するものではありません。
5. 本資料は金融資産の売買に関する助言、勧誘、推奨を行うものではありません。